

第32回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長：ただ今から、第32回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
雨不足が続いており、麦等の生育が心配される。事務局長については、衆議院選挙準備のため欠席になる。

事務局：ありがとうございました。
それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第4条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年1月19日受付

この申請は、既存建物の改築に伴う接道確保の為の農地転用です。

<議案第1号番号1について説明>

事務局：次に 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年1月20日受付

この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

事務局：次に 議案第3号 「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」についてについては、本会議で審議をお願いします。

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

部会長 : それでは、議案第1号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

~~=(意見あり)=~~

部会としては、(許可・~~不許可~~)相当といたします。

部会長 : 次に、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

~~=(意見あり)=~~

部会としては、(許可・~~不許可~~)相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第32回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第32回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
2月過ぎても雨に恵まれず、水源である八木原ダムでは貯水率が65%のよう
です。麦等の発育が心配される。事務局長については、衆議院選挙準備のため欠
席になる。

事務局 : ありがとうございました。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は 10 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 8番委員 ・ 9番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第4条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年1月19日受付

この申請は、既存建物の改築に伴う接道確保の為の農地転用です。

<議案第1号番号1について説明>

以上で議案第1号番号1の説明は終わりです。

議 長 : それでは、現地確認状況について、農地部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が(ある・ない)ので、
部会としては(許可・~~不許可~~)相当と判断いたしました。

議 長 : それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

~~(挙手あり)~~

番号1について、原案のとおり、（許可・~~不許可~~・~~保留~~）とすることに賛成の方は挙手願います。

番号1は、（許可・~~不許可~~・~~保留~~）と決定いたします。

議長：次に、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年1月20日受付
この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第2号番号1について説明>

以上で議案第2号番号1の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が（ある・ない）ので、部会としては（許可・~~不許可~~・~~保留~~）相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

~~（挙手あり）~~

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり

（許可・~~不許可~~・~~保留~~）とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、番号1は原案のとおり（許可・~~不許可~~・~~保留~~）

相当と決定いたします。

議 長 : 続きまして、議案第3号「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第3号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明いたします。これは、町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。

農業委員会には、今回町が受付した案件について、農業への影響について意見を求められております。別紙「農用地利用計画変更案件」をご覧ください。

〈議案資料に基づき、事務局（農業振興係）が計画の変更について説明〉

No.1～ No.4 合計4件について説明。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

議 長 : No.4についての敷地拡張として間に道路が通っているが対象となるのか？

事務局 : 道路を挟んでいても敷地拡張として対象となる。

7番・13番委員 : No.2とNo.4の農地については10ha以上の一団にある農地であり、今後このような条件でだんだんにじみ出てしまうことが心配である。

事務局 : 大規模な農地の集団に転用地が進出することは、その地域の農業に与える影響が懸念されることもわかるが、今までの転用案件の例により、本件は其中でも与える影響も最小限で規模も妥当なもので、転用要件を満たすと判断して事前相談を受けた。

議 長 : この農用地区域内の問題については、過去の農転案件との整合性について次回の総会までに事務局で確認をしておいてほしい。

議 長 : それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会では

(~~意見なし~~・~~意見あり~~・保留)と報告いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、相続で8件受理しております。

報告事項 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況については、1件受理しております。

報告事項 3 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況については、3件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議 長 : 続いて、次第6 その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○農業委員の改選について(事務局)
○じゃがいもの定植について

議 長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。